



## 情報館② 確定申告

市民税課 ☎ 382-9446 ☎ 382-7604  
e-shiminzei@city.suzuka.lg.jp

# 確定申告についてお知らせします

間もなく令和7年分の確定申告が始まります。申告書は自分で作成し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)または郵送などで提出してください。



## 申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税:3月16日(月)まで 消費税及び地方消費税:3月31日(火)まで

※所得税・消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

## 確定申告会場

とき 2月10日(火)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く) 9時～17時(受付16時まで)

ところ イオンモール鈴鹿2階 イオンホール(庄野羽山4-1-2)

### 入場整理券が必要です

入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行または当日会場で入手できます。

※発行枚数に限りがあります。特に当日発行分は枚数が少なく、発行状況に応じて後日の来場をお願いする場合がありますので、できる限り事前発行をお願いします。

※LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行は、申告希望日の14日前から2営業日前までできます。詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

国税庁LINE公式アカウントを友だち追加して、入場整理券の事前発行をお願いします。



!

- ・9時から10時までの間、会場へは専門店街「南入口」のみ入場できます。
- ・2月10日(火)から3月16日(月)までは、鈴鹿税務署で申告相談は行いません。
- ・申告書などの控えに収受日付印を押していません。申告書などを書面で提出する際は、原本(提出用)のみを郵送などによりご提出ください。
- ・確定申告会場では、申告に係る用紙などの配布は行いません。用紙などが必要な方は国税庁ウェブサイトに申告書などの各種様式を掲載していますので、必要な用紙をダウンロード・印刷してご利用ください。
- ・確定申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。また、「源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類」、「スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)」が必要になりますので、準備をお願いします。

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- 署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

## 自宅のスマートフォン・パソコンからe-Taxで申告を!

確定申告会場は大変混雑します。スマートフォンやパソコンを使って国税庁の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自動計算で確定申告書を作成し、e-Taxで提出することができますので、ぜひご利用ください。

## 申告書の作成方法などはこちらをチェック

### 動画で確認

申告書の作成方法など確定申告に関する内容が動画で分かりやすく紹介されています。



確定申告 動画



動画で見る  
確定申告

### WEBで作成

申告書などをWEB上で作成することができます。作業の途中でもデータを保存することができます。



作成コーナー



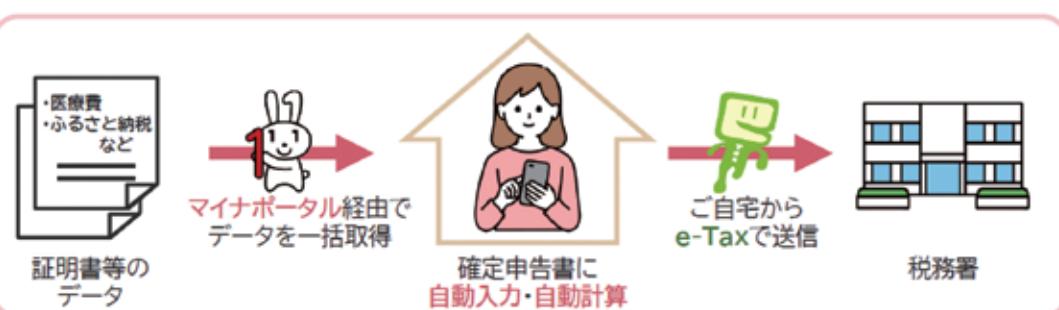
国税庁  
確定申告書等  
作成コーナー

### マイナポータル連携で自動入力

#### マイナポータル連携のメリット

- 医療費の領収書などの収集や集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理・保管が不要

マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。手続に時間がかかる場合があるので、早めに準備をしてください。詳しくは、マイナポータル連携特設ページをご覧ください。



マイナポータル  
連携

## 分からぬときは質問・相談を

### チャットボットで質問

確定申告などの相談は、チャットボットをご利用ください。質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば

### タックスアンサーを利用

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます。



タックス  
アンサー

### 国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901 (全国一律料金)

平日 8時30分～17時  
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)

音声案内に沿って、番号を選択  
(確定申告期には、0 確定申告が追加)

- 1 所得税
- 2 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 3 購入所得、相続税、贈与税、財産評価
- 4 法人税
- 5 消費税、印紙税
- 6 その他

問合せ 鈴鹿税務署（個人課税第一部門） 382-0353 (ダイヤルイン)